

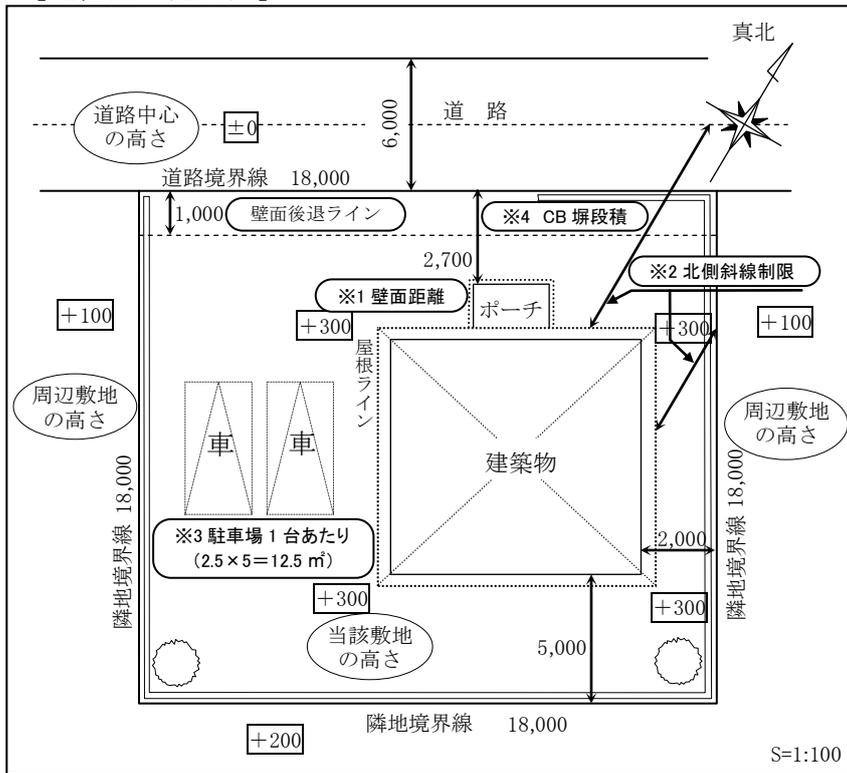
# 【届出内容事前チェックシート】

島A地区

( ) に数値等を記入し、各制限に適合しているかチェックしてください。

項目	チェック内容	届出者	市	
1 用途地域	( )	適・否	<input type="checkbox"/>	
2 建築物の用途の制限	建築できる建築物 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅で事務所 <sup>※1</sup> を兼ねるもの(事務所の用に供する部分の床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> を超えるものを除く。) →居住の用に供する床面積と事務所の用に供する床面積を計算し、求積図の面積計算表に記載してください。 ※1 建築基準法施行令第 130 条の 3 第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの <input type="checkbox"/> 住宅で店舗等 <sup>※2</sup> を兼ねるもの(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を以下のもの) →居住の用に供する床面積と店舗等の用に供する床面積を計算し、求積図の面積計算表に記載してください。 ※2 建築基準法施行令第 130 条の 3 第 2 号から第 7 号で規定する第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの <input type="checkbox"/> 共同住宅、寄宿舎又は下宿 <input type="checkbox"/> 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 神社、寺院、教会その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの <input type="checkbox"/> 上記の建築物に附属するもの(倉庫の用に供する部分の床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> を超えるもの及び畜舎を除く。)	適・否	<input type="checkbox"/>	
3 敷地面積の最低限度	敷地面積 : ( ) m <sup>2</sup> ≥ 100 m <sup>2</sup> …①	適・否	<input type="checkbox"/>	
4 建蔽率の最高限度(60%)	建築面積 : ( ) m <sup>2</sup> …② (角地緩和適用の場合:70%) 建蔽率 : (② ) m <sup>2</sup> / (① ) m <sup>2</sup> × 100 = ( ) % ≤ 60%	適・否	<input type="checkbox"/>	
5 容積率の最高限度(150%)	建築物の延べ面積 : ( ) m <sup>2</sup> …③ 容積率算定の根拠となる対象延べ面積 : ( ) m <sup>2</sup> …④ 容積率 : (④ ) m <sup>2</sup> / (① ) m <sup>2</sup> × 100 = ( ) % ≤ 150%	適・否	<input type="checkbox"/>	
6 壁面の位置の制限 (壁面とは、建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面をいう。)	建築物の壁面から道路境界線までの距離 : ( ) m ≥ 1m	適・否	<input type="checkbox"/>	
	50 m <sup>2</sup> を超え、かつ、出入口が道路に面している倉庫の場合の道路境界線までの距離 : ( ) m ≥ 3m	適・否	<input type="checkbox"/>	
7 建築物の高さ制限 ※裏面をご参照ください。	最高高さ ( ) m ≤ 12m	適・否	<input type="checkbox"/>	
	北側斜線制限	<sup>※1</sup> 建築物の各部分の高さから <sup>※2</sup> 北側前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の <sup>※3</sup> 1.25 倍に 5mを加えた値を超えていないか。 (※2 ) × 1.25 + 5 = (※3 ) > (※1 ) m	適・否	<input type="checkbox"/>
	日影	最高高さが 10mを超える建築物については日影図を添付	適・否	<input type="checkbox"/>
	建築基準法に基づく道路斜線制限はよいか。		適・否	<input type="checkbox"/>
8 緑化のルール	店舗、事務所及び倉庫等の駐車のために供する部分の面積 50 m <sup>2</sup> 当たりにつき高木を 1 本設置する。 ( ) m <sup>2</sup> → ( ) 本	適・否	<input type="checkbox"/>	
9 広告物のルール	広告、看板類は自己の用に供するもので、かつ、掲出高さは建築物の高さの最高限度を超えてないか。	適・否	<input type="checkbox"/>	
10 垣若しくはさくの構造のルール	道路に面してコンクリートブロック塀その他これらに類するものを設ける場合は、断面図及び構造図を添付しているか。	適・否	<input type="checkbox"/>	
11 その他	必要となるべき事項を記載する。	適・否	<input type="checkbox"/>	

【配置図の記入例】



※1【壁面の位置の制限】

→道路境界線から壁面までの距離を記載する。

※2【北側斜線制限】(下図参照)

→建築物の各部分の高さから北側隣地境界線までの真北方向の水平距離を記載する。  
→建築物の各部分の高さから北側前面道路中心線までの真北方向の水平距離を記載する。

※3【緑化のルール】

→店舗・事務所・倉庫等の駐車場面積 50 m<sup>2</sup>につき高木1本設置する。  
→樹木の種類を記載する。

※4【垣若しくはさくの構造のルール】

→道路に面してコンクリートブロック塀その他これらに類するものを設置する場合、基礎、配筋等の断面図を添付する。

【北側斜線制限についての検討方法】

(単位: mm)

<p>配置図</p>	<p>南側立面図 (視点1)</p> <p><math>3,000 \times 1.25 + 5,000 = 8,750 &gt; 6,800</math> ok</p>
<p>※1 隣地境界線から軒先、樋先等までの真北方向の距離</p> <p>※2 北側前面道路中心線から軒先、樋先等までの真北方向の距離</p> <p>※屋根の勾配や屋根の形状又は計画敷地の形状によっては、検討場所が複数ある場合がありますのでご注意ください。</p> <p>※地盤面とは、建築基準法施行令第2条第2項による。</p>	<p>東側立面図 (視点2)</p> <p><math>4,500 \times 1.25 + 5,000 = 10,625 &gt; 6,800</math> ok</p>